

新型コロナウイルス感染症による影響を受けた林業者のための
借換資金に係る林業信用保証に関する独立行政法人農林漁業
信用基金林業信用保証業務細則の特例業務細則

令和2年5月28日独信基302 令和2年度第80号

(目的)

第1条 この特例業務細則は、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）が行う、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）により影響を受けた林業を営む者のための借換資金に係る債務保証について、独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(保証申込受付期間)

第2条 保証申込受付期間については、令和2年5月28日から令和3年3月31日までとする。

ただし、上記期間内であっても、林野庁の林業施設整備等利子助成事業（補助事業者が全国木材協同組合連合会のものに限る。以下「利子助成」という。）又は保証活用支援事業のいずれかの予算の全てが執行された場合にあっては、この限りではない。

(保証対象者)

第3条 本特例業務細則の対象者のうち、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた次の者とする。

林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第3条第1項又は第4条第1項若しくは第2項の認定を受けた林業者等又は「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）3の（2）のアに基づき都道府県が選定した育成経営体であって、林業所得が過半を占める者（個人にあっては林業所得が総所得の過半を占める者、法人にあっては当該法人の総売上高のうち林業に係る売上高が過半を占める者に限る。）

(保証に係る資金の種類及びその借入期間の最高限度)

第4条 細則第5条の規定にかかわらず、林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減のための借換えに必要な資金であって、対象資金の貸付利率が既往債務の借入金の利率以下かつ年2%以下であるものについて、信用基金が債務の保証を行うこととする。ただし、次に掲げるものを除いた資金とする。

- (1) 株式会社日本政策金融公庫資金又は沖縄振興開発金融公庫が融通する資金
- (2) 林業・木材産業改善資金（林業・木材産業改善資金助成法（昭和51年

法律第 42 号) 第 2 条第 1 項の林業・木材産業改善資金をいう。)

(3) 木材産業等高度化推進資金(林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の運用について(昭和 54 年 8 月 23 日 54 林野企第 83 号林野庁長官通知) 第 7 及び木材の安定供給の確保に関する特別措置法の運用について(平成 8 年 11 月 1 日付け 8 林野流第 106 号林野庁長官通知) 第 9 に規定する木材産業等高度化推進資金をいう。)

(4) 国の補助金を財源として利子補給補助若しくは利子助成補助を行う資金又は国が融通する資金

(5) 返済期到来後未返済となっている債務及び返済期未到来の債務のうち新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 4 号)の施行日より前に生じた期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務

2 本特例業務細則に基づく借換資金の借入期間の最高限度は、10 年とする。

(なお、設備資金の借換資金については、借入期間の最高限度は、15 年とするが、資金融通のための借換えであることから、運転資金として取り扱うものとする。)ただし、原則として更新を認めない臨時保証扱いとする。

(保証限度額)

第 5 条 細則第 6 条の規定にかかわらず、本特例業務細則に係る被保証者についての保証の金額の最高限度は 3 億円又は林業経営の維持安定を目的とした債務の償還負担の軽減に必要な資金のいずれか低い額とする。

なお、林業以外の事業についても経営している場合は、上記の保証限度額の範囲以内で林業に係る既往債務の借換借入金の額とする。

(保証の範囲)

第 6 条 細則第 7 条の規定にかかわらず、本特例業務細則に係る保証の範囲は、以下のとおりとする。

区 分	被災林業者等	間接被災者	
保証要件	新型コロナウイルス感染症に従業員が罹患する等の直接的な影響により被害を受けた者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 15%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 15%以上減少することが見込まれる者。	新型コロナウイルス感染症による影響を受けた後、最近 1 か月間の売上高等が前年同月に比して 5%以上減少しており、かつ、その後 2 か月間を含む 3 か月間の売上高等が前年同期に比して 5%以上減少することが見込まれる者。
保証割合	原則 100%保証	原則 100%保証	80%保証

(弁済方法)

第7条 弁済方法については、原則として分割弁済、据置期間は2年以内とする。

(貸付形式)

第8条 貸付形式については、証書貸付又は手形貸付とする。

(保証の利用形態)

第9条 保証の利用形態については、普通保証とする。

(債務保証の申込み)

第10条 細則第9条第1項、第2項及び第4項に規定する書面のほか、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたことを証明する様式保第1号の9「林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書」及び様式保第1号の10「借換資金申込申請書」を、借換えの申込みをした融資機関の同意を得た上で、当該融資機関経由で提出させるものとする。

(保証料)

第11条 細則第15条の規定にかかわらず、当初の貸付けから最大5年間保証料を免除することができる。

(連帯保証人等)

第12条 細則第17条第4項の規定により、連帯保証人を立てることを免ずることができる。

(細則の準用)

第13条 この特例業務細則に定めのない事項については、細則を準用する。

附 則

この特例細則は、令和2年5月28日から施行する。

(様式保第1号の9)

林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明申請書
(被災林業者等・間接被災者用) 該当するものを○で囲む

以下の記載内容について証明をお願い致します。

年 月 日

事業者名 _____

所在地 _____

代表者名 _____ ④

1 災害名 新型コロナウイルス感染症による影響

2 被害期間 年 月 日 ~ 年 月 日

3 被害等の状況

上記災害により売上高等が減少した具体的な内容を記載すること。

()

4. 最近3か月の売上高等

年 月 千円(m³)
年 月 千円(m³)
年 月 千円(m³)
合 計 千円(m³)・・・①

5. 前年同期間の売上高等

年 月 千円(m³)
年 月 千円(m³)
年 月 千円(m³)
合 計 千円(m³)・・・②

4. 売上高等の減少

②-①= 千円(m³) - 千円(m³) = 千円(m³)・・・③

5. 減少率

$$\textcircled{3} / \textcircled{2} \times 100 = \quad \text{千円 (m}^3\text{)} / \quad \text{千円 (m}^3\text{)} \times 100 = \quad \%$$

小数点以下第2位以下切捨て

6. 添付資料

(上記の内容が確認できる資料を添付すること)

林業・木材産業災害復旧対策保証 被害証明書

年 月 日

独立行政法人農林漁業信用基金 殿

上記のとおり被害を受けたことを証明します。

ただし、上記に虚偽記載のある場合は、本証明を無効とします。

(各都道府県の森林組合、造林・育林、素材生産、木材・木製品製造等に係る中小企業等協同組合、同連合会など林業・木材産業に関連のある機関又は団体の長)

⑨

(様式保第1号の10)

借換資金申込申請書

独立行政法人 農林漁業信用基金 殿

被保証者 住所

氏名

印

私は、新型コロナウイルス感染症による影響を受けており、今後の林業経営の維持安定のため、基金の保証により今般融資機関_____から_____千円の融資を受けて、下記借入金の返済に充当することを依頼します。

また、基金の保証が受けられた際には、全国木材協同組合連合会に利子助成を申請することを確約します。

1. 借換後の利率 年 _____ %

2. 既往債務の借換借入金の明細

借入融資 機 関 名	借 入 年月日	当 初 借入金額	利率 (年%)	借入期間	返済方法	現在残高
				始 至	1. 一括 2. 分割 3. 極度	
				始 至	1. 一括 2. 分割 3. 極度	
				始 至	1. 一括 2. 分割 3. 極度	
				始 至	1. 一括 2. 分割 3. 極度	
				始 至	1. 一括 2. 分割 3. 極度	
				始 至	1. 一括 2. 分割 3. 極度	

- (注) 1. 当初借入金額及び現在残高については、林業に係る借入金分のみ記載すること。
2. 林業以外の業種についても、経営している場合は、内訳が分かる決算書等の資料を添付すること。
3. 林業・木材産業改善資金、木材産業等高度化推進資金については、対象外とすること。

同意書

上記の借入は、林業経営に係る事業資金としてのものであり、延滞のないことを確認しています。
なお、この度の融資については、_____殿の事業経営に利益となるもので、当融資機関としても、今後とも積極的に支援していく方針です。

融資機関名
支 店 長

印